

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会

報告書



平成23年3月

北但行政事務組合

はじめに

現在、地球上の人間活動による炭酸ガス等を始めとした温室効果ガスが大量に放出され、地球温暖化が大きな問題となっている。また、近い将来、地球的規模の天然資源の枯渇化も危惧されているところである。このため、国は持続可能な日本を形成するため、低炭素社会・資源循環型社会・自然共生社会を国家目標として設定している。

このたび、北但行政事務組合が実施する広域ごみ・汚泥処理施設は、最新の公害防止設備を備えるとともに、ごみ等を燃料として発電する設備を設け、余剰電力を外部に供給するエネルギー再生機能も有する内容になっている。

そうしたことから、新施設を見学することにより、搬入されたごみ等を適正処理・リサイクルする機能以外に公害防止や環境・資源問題等、広範囲にわたる事柄について実感し得る啓発の場が形成されることになる。また、新施設は、周囲に豊かな自然環境が存在する地域に立地しており、施設周辺に確保された敷地において自然環境との共存・共生を図ることも計画されている。

以上のことから、新施設は国家目標にも適合する施設整備のコンセプトを先ず確定するとともに、次世代に向け積極的に住民啓発を図る情報発信施設としての役割も具備することが求められていると言える。

環境に対する意識が非常に高い住民が参加した広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会において活発な議論を行い、結果をまとめたので報告する。

— 目 次 —

第1章	施設整備検討委員会の役割	
	1. 施設整備検討委員会の設置	1
第2章	基本理念・基本方針の策定	
	1. 委員会での意見	2
	2. 基本理念・基本方針の考え方	3
第3章	啓発機能等施設の整備計画	
	1. 啓発機能	5
	2. 委員会での意見	6
	3. 委員会としての提言	10
第4章	施設周辺整備計画	
	1. 整備方針の検討	12
	2. 委員会での意見	13
	3. 委員会としての提言	14
第5章	生活環境影響調査の結果について	
	1. 委員会としての対応	19

【付録】

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会関係要綱・要領等

・ 設置要綱	22
・ 公募委員募集要項	25
・ 公募委員選考要領	27
・ 委員名簿	32
・ 委員会の経過	33
・ 出典	34

第1章 施設整備検討委員会の役割

1. 施設整備検討委員会の設置

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会は、北但行政事務組合が行う熱回収施設及びリサイクルセンターを主体とした広域ごみ・汚泥処理施設の整備にあたり、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みについて検討するために設置された。

本委員会は、委員13人で組織され、次に掲げる者から構成された。

- | | |
|-------------------------------|----|
| ○ 施設に関し学識経験を有する者 | 2人 |
| ○ 自然環境に関し学識経験を有する者 | 2人 |
| ○ 地元地区（豊岡市竹野町森本区・坊岡区）から選出された者 | 2人 |
| ○ 環境衛生団体等の関係者 | 3人 |
| ○ 市民・町民（公募） | 3人 |
| ○ 組合構成市町の職員 | 1人 |

この委員会は、次に掲げる事項について調査・検討した。

- 啓発機能等施設の整備計画に関すること。
- 施設周辺環境の保全方針等に関すること。
- その他必要な事項に関すること。



第1回施設整備検討委員会

第2章 基本理念・基本方針の策定

委員会の検討事項である啓発機能等施設の整備計画及び施設周辺環境の保全方針等（施設周辺整備計画）の策定にあたり、計画全体の柱となる考え方を決め、一体的な取り組みをするために施設整備の基本理念と基本方針を定めた。

この基本理念・基本方針の策定に関し、啓発機能等施設の整備計画では、ごみ問題やリサイクル等のテーマについて定め、施設周辺環境の保全方針等では、環境問題等のテーマについて定める方法により別々に策定してはどうかとの意見があった。

しかし、施設内での啓発機能と施設周辺環境の中で行う活動はお互いに関連し、全体としてごみ問題や自然環境を学べることが望ましいことから基本理念・基本方針については、一本化して計画全体を表現することとした。

1. 委員会での意見

基本理念・基本方針の策定にあたり、委員会では次のような意見があった。

- ・整備等にあたっては、啓発機能等施設の整備と施設周辺環境の保全方針等に分かれると思うが、相互に関連すべきことであることから全体的な枠組みとして一本化した計画とすべきである。
- ・啓発機能等施設の整備は、ごみ問題や環境学習をも包含した機能を有し、施設周辺環境の保全と再生を基本に据えて調和的に進めるべきである。
- ・「環境創造」には、放置された里山をどうするかも含め、再生をとおしてどの様に守っていくのかという事も入れるべきである。
- ・交流拠点づくりでは、従来のごみ処理施設は迷惑施設であると受け取られているが、そのような誤解を生じないような施設を整備すべきである。
- ・地元の方々は雇用や収益など、地域の活性化を期待されている。
- ・リピーターを増やすような整備を考えるべきである。

これらは意見の一部ではあるが、基本理念・基本方針は計画全体の軸となるものであり、より良い整備を行うためにも様々な視点から議論を繰り返し基本理念・基本方針を策定するに至った。

2. 基本理念・基本方針の考え方

基本理念：テーマとしての位置づけであり、計画全体の考え方を表現したものとする。

基本方針：3つの柱を設けることにより、どのような視点からの計画であるのか分かりやすく表現する。

【基本方針の基礎となる考え方】

基本方針の視点	基本方針における3つの柱
環境保全・再生	周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する
資源の循環 体験・学習	「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する
交流・情報拠点	豊かな心を育む集いの場を提供する

【基本理念】

環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造

【基本方針】

自然との共存・共生や、資源循環と環境保全について考える体験と交流の場とする

【基本方針における3つの柱】

周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する

- * 季節を感じ、自然の恵みを感じられる自然環境を保全・再生する
- * 生物多様性の保全を図る
- * 周辺景観との調和を図る

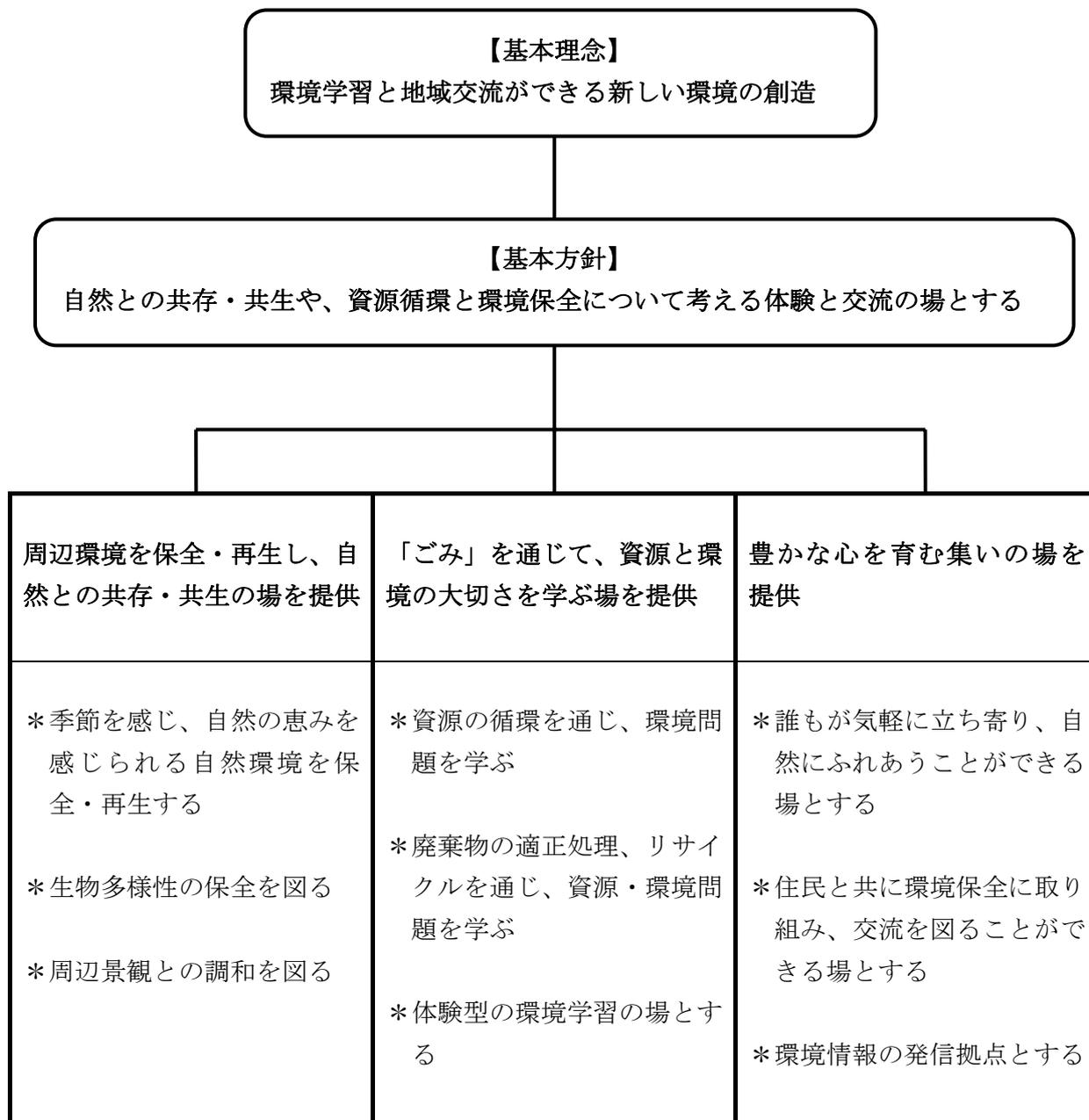
「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する

- * 資源の循環を通じ、環境問題を学ぶ
- * 廃棄物の適正処理、リサイクルを通じ、資源・環境問題を学ぶ
- * 体験型の環境学習の場とする

豊かな心を育む集いの場を提供する

- * 誰もが気軽に立ち寄り、自然にふれあうことができる場とする
- * 住民と共に環境保全に取り組み、交流を図ることができる場とする
- * 環境情報の発信拠点とする

【基本理念・基本方針の体系図】



第3章 啓発機能等施設の整備計画

啓発機能計画については、平成18年度に「整備方針検討委員会」により検討され、北但行政事務組合により作成された「広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画（平成19年3月）」の第7章啓発機能に示されている。（P.7 参照）

しかし、既存の「広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画」は、前計画地を想定して作成したものであるため、この計画を基に新たに建設地の地域にあった機能を有すべき啓発機能等施設の整備計画について再検討した。（P.8 参照）

この中で、啓発施設が備えるべき機能として、

- ① 中古品・不用品の修理・再生の場としての機能
- ② 再生品の展示・提供の場としての機能
- ③ 環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能
- ④ 集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能

の4つの機能を備え、かつ小中学生も利用することから、いずれの機能も小中学生の環境学習にも配慮する必要があるとされていた。

本委員会では、この啓発機能の整備にあたり従来のように単に箱物を造って終わるのではなく、この施設が未来に向けた情報発信基地となり、人が集まり自然と環境について学ぶことができる施設となるよう整備する必要があることを念頭に、計画の見直し作業を行った。

1. 啓発機能

啓発機能については、基本理念・基本方針に基づき、次の4つの機能について検討した。

- ① 修理・再生の場
- ② 展示・提供の場
- ③ 情報提供・学習の場
- ④ 地域活動・コミュニティ形成支援の場

上記の4つの機能の整備内容は既存計画に定められていたが、これから整備する場合に施設が必要であったものであるか再検討した。

また、あわせて既存計画に無いものであっても、需要が見込まれる設備等について検討を加えた。

2. 委員会での意見

啓発機能計画について、委員会では次のような意見があった。

《修理・再生の場》

- ・工房については多目的工房とし、用途を考慮して工具を整備する必要がある。
- ・周辺の山林再生との兼ね合いも考慮すべきである。

《展示・提供の場》

- ・リサイクル体験コーナーには、多目的に利用できる設備を整備する。
- ・リフォーム品等の展示は、常設化するのではなく会議室等を利用し、効率的に対応できればよい。
- ・収集品の中から使用できそうな物を展示場に置き、希望者には自己責任を条件に無料で引き渡すこととする。
- ・収集品で再利用する物は、保管兼展示コーナーに收容する。

《情報提供・学習の場》

- ・視察時には、施設内で説明者の声が聞こえやすくするため、スピーカーを設置し見学者に声が届くようにする。
- ・環境学習コーナーは、どういう観点から入っていくのかが重要である。
- ・学習の場では、ごみ処理の全体像があればよいが、コーナーを分けて分野ごとに展示することが望ましい。（例えば、北但のごみ処理がどのようにされているのか。全国の処理はどうなっているのか。また、ごみを減らすには、どんな方法が考えられるかなど。）
- ・学習機能として、パネルや資料・模型・パソコン等を整備し、ごみ処理の状況をモニターで確認できるようにすべきである。

《地域活動・コミュニティ形成支援の場》

- ・大規模な講演会やイベントは、駐車場の確保が困難であるため現時点では整備しないこととするが、会議室等で開催可能な小規模なものは対応できるよう整備する。

《その他（周辺整備との関係）》

- ・多目的工房では軽作業の工具等を整備すれば良いが、屋外にも間伐材等を利用した作業が行える設備を整備する必要がある。
- ・インフラ整備や管理等に必要な場所（作業小屋等）を確保する必要がある。
- ・ごみ処理施設だけでなく、環境及び資源に関する情報発信のモデルケースにすべきである。
- ・間伐等の森林整備・再生により、周囲の山林への波及効果も見込める。
- ・ゾーニング図との関連も考慮しなければならない。

これらの意見から、委員会としての提案事項をまとめ、構成市町の意向も考慮のうえ、整備することが望ましいと考えられる啓発機能計画を策定した。

○「広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画（平成19年3月）1.4 啓発機能」より抜粋

表7-2 整備機能

機	能	整備の有無	整備内容
修理・再生の場	家具工房	○	・修理・再生に可能な量及び質が見込め、また再生品の引取りも見込めるため工房を整備する。なお、実施に際しては再生品の責任の所在を明確にする。
	自転車工房	○	・修理・再生に可能な量及び質が見込め、また再生品の引取りも見込めるため工房を整備する。なお、実施に際しては再生品の責任の所在を明確にする。
	家電製品工房	×	・再生品の安全性の問題から整備しない。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー	○	・家具工房、自転車工房の再生品等を展示するためのスペースを設置する。
	不用品情報交換コーナー	○	・不要となった物の交換・売買を斡旋するための掲示板等を設置する。なお、実施に際しては交換品の責任の所在を明確にする。
	フリーマーケット	△	・市民団体が開催するフリーマーケットに屋外敷地や環境学習教室（会議室）等の場を提供することとし、専用の施設は整備しない。
情報提供・学習の場	環境学習コーナー	○	・展示内容を定期的に更新し、常に新しい情報を提供するための設備を整備する。なお、内容は北但地域のリサイクルや環境・資源問題についての情報発信を行うこととする。
	リサイクル体験コーナー （修理・再生の場としての機能も兼ねる）	○	・利用者が見込めるメニュー（例：紙すき、バーナーワーク、木工教室等）を実施するための体験室を整備する。なお、体験室については、一つの部屋で各メニューが実施できるものとする。
	環境学習教室（会議室）	○	・地域活動・コミュニケーション形成支援の場としても利用できるような、多目的な会議室を整備する。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	講演会・イベントの場	△	・環境学習教室（会議室）の場を提供することとし、専用の施設は整備しない。
	地域・グループ活動の場	△	・環境学習教室（会議室）の場を提供することとし、専用の施設は整備しない。

※整備の有無 ○：整備する。 △：機能は有するが専用の施設は整備しない。 ×：整備しない。

○本委員会により検討し、見直しを行った啓発機能

整備機能

機能	機能	整備の有無	整備内容
修理・再生の場	家具工房	×	リサイクル体験コーナー（多目的工房）を活用する。
	自転車工房	×	
	家電製品工房	×	再生品に対する安全性の問題と修理に高度な技術を要するため実施しない。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー	○	リサイクル体験コーナー等を活用し、一体的に整備する。衣類等のリフォーム品については、常設ではなく会議室等を利用して展示できる機能を整備する。
	不用品情報交換コーナー	○	リサイクル体験コーナー等を活用し、一体的に整備する。なお、来場者で希望があれば無料で持ち帰ってもらうこととする。
	フリーマーケット	×	駐車場の確保が困難なことから整備しない。
情報提供・学習の場	環境学習コーナー	○	映像、パネル、模型、パソコン等を利用して環境学習ができる設備を整備する。ごみ問題、環境及び資源問題など順序立ててコーナーを整備する。 場内にスピーカーを設置し、視察者に説明者の声が届くよう考慮する。
	リサイクル体験コーナー （多目的工房を兼ねる）	○	需要に合った形態で定期的開催可能な再生・修理の工房等、基本的機能を整備する。
	環境学習教室 （会議室）	△	3部屋程度に仕切ることが可能な整備を行い、利用状況に応じて対応できる設備を整備する。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	講演会・イベントの場	△	会議室を利用し、小規模な講演会等が行える機能を整備する。
	地域・グループ活動の場	△	希望者に対し、会議室を解放することで対応する。

※整備の有無 ○：整備することが望ましい。 △：機能を有するが専用の施設は整備しない。
×：現時点では整備する必要性はない。

整備する機能

名 称	整 備 内 容	整 備 案	整 備 例
再生品等展示コーナー	リサイクル体験コーナー等を活用し、一体的に整備する。 衣類等のリフォーム品については、常設ではなく会議室等を利用して展示できる機能を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 廊下やロビーを利用し、パネルや展示台等を設置して展示ができるコーナーを設ける。 衣類等のリフォーム品については、会議室等を利用して展示できる設備（パネル・展示台等）を整備する。 	 
不用品情報交換コーナー	リサイクル体験コーナー等を活用し、一体的に整備する。なお、来場者で希望があれば無料で持ち帰ってもらうこととする。	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル体験コーナー等にパネルを設置し、情報（品名、規格、提供者等）を提供する。 来場者が直接品物（小型のもの）を見ることができる展示コーナーを設置する。 	 
環境学習コーナー	映像、パネル、模型、パソコン等を利用して環境学習ができる設備を整備する。ごみ問題、環境及び資源問題など順序立ててコーナーを設置する。 場内にスピーカーを設置し、視察者に説明者の声が届くよう考慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 廊下やロビーにコーナーを設け、パネル展示、施設の模型、小型体験機材（分別機、圧縮機等）やパソコンを整備する。 パソコンについては、タッチパネルにより、ごみ問題や環境問題についてのクイズや、スライド等により作成した施設周辺環境（自然や動植物等）についての映像を見ることができる設備を整備する。 	 
リサイクル体験コーナー (多目的工房)	需要に合った形態で、体験教室等が開催可能な再生・修理の工房としての基本的機能を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 家具工房や自転車工房のほか、衣類等のリフォームや木工もできる機材（工具等）を整備する。 	 
環境学習教室（学習室）	3部屋程度に仕切ることが可能な整備を行い、利用状況に応じて対応できる設備を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 視察者の説明会場としての機能を整備する。 音響設備や映像（プロジェクター等）、各種資料を設置することにより、学習ができる設備を整備する。 	 
講演会・イベントの場	会議室を利用し、小規模な講演会等が行える機能を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 仕切られた会議室ごとに小規模な会議、講演会や講座が開催可能な設備として、音響、映像設備を整備する。 	 
地域・グループ活動の場	希望者に対し、会議室を解放することで対応する。		

※挿入写真は他施設での整備例

3. 委員会としての提言

資源循環型社会の形成に向けた情報発信基地として、啓発機能等施設が備えるべき機能としては、以下の4つの機能が必要と考えられる。

また、実際の整備にあたっては、構成市町の財政状況及び地元地区の意向を考慮し整備することが望ましい。

中古品・不用品の修理・再生の場としての機能

多目的に利用できる工房（学習の場と兼用）を整備することにより、より多くの方が利用しやすい環境を整備することが望ましい。

【整備案】

- ・需要に合った形態で、体験教室等が開催可能な工房を整備する。
- ・家具工房や自転車工房のほか、衣類等のリフォームや木工もできる機材（工具類）を整備する。
- ・施設周辺の間伐材等を利用した工作が可能な工房を整備する。
- ・家電製品の修理・再生は、再生品に対する安全性の問題と修理に高度な技術を要するため実施しない。

再生品の展示・提供の場としての機能

専用の場を設けるのではなく、再生品等の展示は、廊下、ロビー、リサイクル体験コーナー及び会議室を活用することとする。

【整備案】

- ・再生品等展示コーナーは、見学者の目に留まりやすい廊下やロビーを利用し、パネルや展示台等を設置し、展示できるコーナーを設ける。また、衣類等のリフォームについては、会議室を利用して展示できる設備（パネル・展示台・ハンガーラック等）を整備する。
- ・不用品情報交換コーナーは、リサイクル体験コーナー等にパネルを設置し、情報（品名、規格、提供者等）を提供する。また、来場者が直接品物（小型のもの）を見ることができる展示コーナーを設置し、希望があれば無料で持ち帰ってもらうこととする。
- ・駐車場の確保が困難なことから、フリーマーケット専用の場は設けない。

環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能

子どもから大人まで幅広く学ぶことができる工夫が必要となるため、視覚に訴えるものや実際に体験ができる機材等の設置も考慮することが望ましい。

【整備案】

- ・環境学習コーナーは、廊下やロビーに配置し、パネル展示、施設の模型、小型体験機材（分別機、圧縮機等）やパソコンを設け、ごみ問題、環境・資源問題など順序立てて整備する。パソコンについては、タッチパネルにより、ごみ問題や環境・資源問題などについてのクイズや、スライド等により作成した施設周辺環境（自然や動植物等）についての映像を見ることができる設備を整備する。また、場内にスピーカーを設置し、視察者に説明者の声が届くよう考慮する。
- ・環境学習教室は、3部屋程度に仕切ることが可能な整備を行い、利用状況に応じた対応ができるようにする。また、視察者の説明会場としての機能を整備し、音響・映像（プロジェクター等）設備、各種資料を設置した学習設備についても整備する。

集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能

多数の来場者の駐車場を確保することが困難と思われるため、小規模な講演会・イベント及び会議に必要な整備を行う。

【整備案】

- ・小規模な講演会・イベントの場として会議室を利用する。
- ・仕切られた会議室ごとに小規模な会議、講演会や講座が開催可能な設備として、音響・映像設備を整備する。
- ・地域・グループ活動の場として、希望者に対し会議室を解放する。



第2回施設整備検討委員会（視察研修）

第4章 施設周辺整備計画

施設周辺環境の保全方針等に関しては、施設の周辺にどのような整備を行うことが望ましいか検討した。

この施設周辺整備については、整備される施設が循環型社会のモデルとなるようなものを目指していることから、その周辺の山林においても二次林の再生（自然の再生）が図られるよう検討した。

1. 整備方針の検討

整備方針については、基本理念・基本方針を踏まえて計画地で考えられる「保全・再生」、「利用・運用」、「整備・管理」に関わる事項を整理し、それぞれの整備方針を定めた。

保全・再生	豊かな自然（生物の多様性）の保全
	里山の再生
	景観との調和
利用・運用	身近な自然とのふれあい
	環境学習・体験
	健康づくり
	憩いと交流
	レクリエーション
	施設や環境教育の普及・啓発
整備・管理	森のゾーン分け（森の管理区分）
	体験学習の拠点施設整備
	体験学習のフィールド整備
	散策路、広場、休憩所、展望所の整備
	集いやイベントの空間・広場の整備
	修景植栽

※修景植栽：本計画において「修景植栽」とは、木谷川及び竹野川流域に生育している樹木を主に植栽することをいう。

次に、計画区域内において現況の特性を踏まえてゾーニングを行った。

このゾーン内において、どこに何をすることが可能か。また、どのような整備をすることが有効であるか等、整備方針を踏まえて検討した。

2. 委員会での意見

施設周辺整備計画について、委員会では次のような意見があった。

- 土地の利用目的によって、ゾーニングの区域等は変わってくる。
- 何かを造るとなると、管理体制やリピーターがあるのか等を考えていく必要がある。
- 建設地周辺にある同じようなものを整備するのではなく、ごみ処理施設に関連するものに限り整備するなどしないと管理が大変である。
- 地域の要望も盛り込んでいく必要もあるので、今後、実際に整備する段階で調整していく必要がある。
- 広葉樹の森では、四季を感じることができる樹木を植栽することも考えられる。
- 植樹について、木谷川や竹野川流域に生育しないような樹木を入れることは自然にとって良くないことである。
- 従来の状態に間伐等を行うことにより、里山としての自然の美しさが再生できる。安易に造園的なことをするのはやめてほしい。
- 自然を再生・保全するためには、人が手を入れないといけない。
- 地元の方々は雇用や収益など、地域の活性化を期待されている。
- 整備については、行政が一方的に整備するのではなく、地域の方や利用者等が自ら考えて整備していくことにより、自然の大切さや環境問題についての関心が高まるのではないかと考える。



第3回施設整備検討委員会（現地視察の状況）

3. 委員会としての提言

施設の周辺整備については、以下の6つのゾーンに分け、それぞれのテーマに基づきつつ一体的に整備をすることが望ましい。

なお、この場所に来れば、四季を通して自然に触れることができ、環境学習や人々の交流拠点となるような場づくりを行うこととするが、木谷川や竹野川流域に生育しないような樹木を移植、移入することは本来の自然を壊すこととなるため、そこにある自然に配慮した景観づくりとすること。

本委員会の検討結果は、広域ごみ・汚泥処理施設周辺整備計画（P.17参照）のとおり取りまとめたが、実際の整備にあたっては周辺整備計画ゾーニングの具体例（P.18参照）を基に、用地の取得状況に応じ柔軟に対応するとともに、構成市町の財政状況及び地元地区の意向を考慮して整備することが望ましい。

進入路修景ゾーン

進入道路沿いの良好な景観形成のために沿道修景を行うゾーン

【整備案】

- ・修景植栽（四季の花木等）

水辺活用ゾーン

木谷川流域を活用した親水空間

【整備案】

- ・体験学習のフィールド（ビオトープ池）
- ・散策路、広場等（水辺の周遊散策路）
- ・修景植栽（四季の花木等）

谷筋の景観形成ゾーン

開発敷地外周部について、周辺景観（周辺環境）との調和を図り、谷筋の景観づくりを行うゾーン

【整備案】

- ・修景植栽（花木、広葉樹木、法面緑化等）
- ・開発敷地から周辺森林への環境移行帯

拠点施設ゾーン

処理施設と連携した施設整備を行う区域（処理施設配置の造成盤と連続した敷地が整備できる区域）

【整備案】

- ・体験学習の拠点施設
- ・林間の遊び場
- ・集いやイベントの空間、広場

利用・体験の森ゾーン

森林を活用した学習や体験など、多様な利用に対応するゾーン

【整備案】

- ・体験学習のフィールド（里山づくり）
- ・散策路、広場等（森林）

保全・再生の森ゾーン

現況の豊かな自然環境を保全するとともに、荒廃した森林を再生するゾーン

【整備案】

- ・森のゾーン分け（野鳥の森、広葉樹の森等）
- ・散策路、休憩所、展望所
- ・森林の再生活動（間伐等による森の再生）

ゾーニング計画

ゾーン	ゾーン概要	保全・再生	利用・運用	整備・管理
進入路修景ゾーン	進入道路沿いの良好な景観形成のために沿道修景を行うゾーン	○景観との調和	○健康づくり（散策）	○修景植栽（四季の花木等）
水辺活用ゾーン	木谷川沿い及び調整池を活用した親水空間	○生物多様性の保全（木谷川に生息する生き物の保全）	○身近な自然とのふれあい（親水） ○環境学習（水辺環境） ○レクリエーション	○体験学習のフィールド（ピオトープ池） ○散策路・広場等（水辺の周遊散策路） ○修景植栽（四季の花木等）
谷筋の景観形成ゾーン	開発敷地外周部について、周辺景観（周辺環境）との調和を図り、谷筋の景観づくりを行うゾーン	○生物多様性の保全（環境移行帯） ○景観との調和	○身近な自然とのふれあい（環境移行帯） ○環境学習（環境移行帯）	○修景植栽（花木、広葉樹木、法面緑化等） ○開発敷地から周辺森林への環境移行帯
拠点施設ゾーン	処理施設と連携した施設整備を行う区域（処理施設配置の造成盤と連続した敷地が整備できる区域）	○里山の再生（里山づくりの活動拠点）	○身近な自然とのふれあい ○環境学習・体験 ○憩いと交流 ○レクリエーション ○施設や環境学習の普及・啓発	○体験学習の拠点施設 ○林間の遊び場 ○集いやイベントの空間・広場
利用・体験の森ゾーン	森林を活用した学習や体験など、多様な利用に対応するゾーン	○豊かな自然の保全 ○里山の再生（里山づくりの活動）	○身近な自然とのふれあい ○環境学習・体験 ○健康づくり（森林浴） ○レクリエーション（森林）	○体験学習のフィールド（里山づくり） ○散策路・広場等（森林）
保全・再生の森ゾーン	現況の豊かな自然環境を保全するとともに、荒廃した森林を再生するゾーン	○豊かな自然の保全 ○里山の再生（荒廃した森林の再生活動）	○身近な自然とのふれあい ○環境学習・体験 ○健康づくり（森林浴）	○森のゾーン分け（野鳥の森・広葉樹の森等） ○散策路、休憩所、展望所 ○森林の再生活動（間伐等による森の再生）

広域ごみ・汚泥処理施設周辺整備計画

基本理念

環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造

基本方針

自然との共存・共生や、資源循環と環境保全について考える体験と交流の場とする

- ①周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する
 - ・季節を感じ、自然の恵みを感じられる自然環境を保全・再生する
 - ・生物多様性の保全を図る
 - ・周辺景観との調和を図る
- ②「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する
 - ・資源の循環を通じ、環境問題を学ぶ
 - ・廃棄物の適正処理、リサイクルを通じ、資源・環境問題を学ぶ
 - ・体験型の環境学習の場とする
- ③豊かな心を育む集いの場を提供する
 - ・誰もが気軽に立ち寄り、自然にふれあうことができる場とする
 - ・住民と共に環境保全に取り組み、交流を図ることができる場とする
 - ・環境情報の発信拠点とする

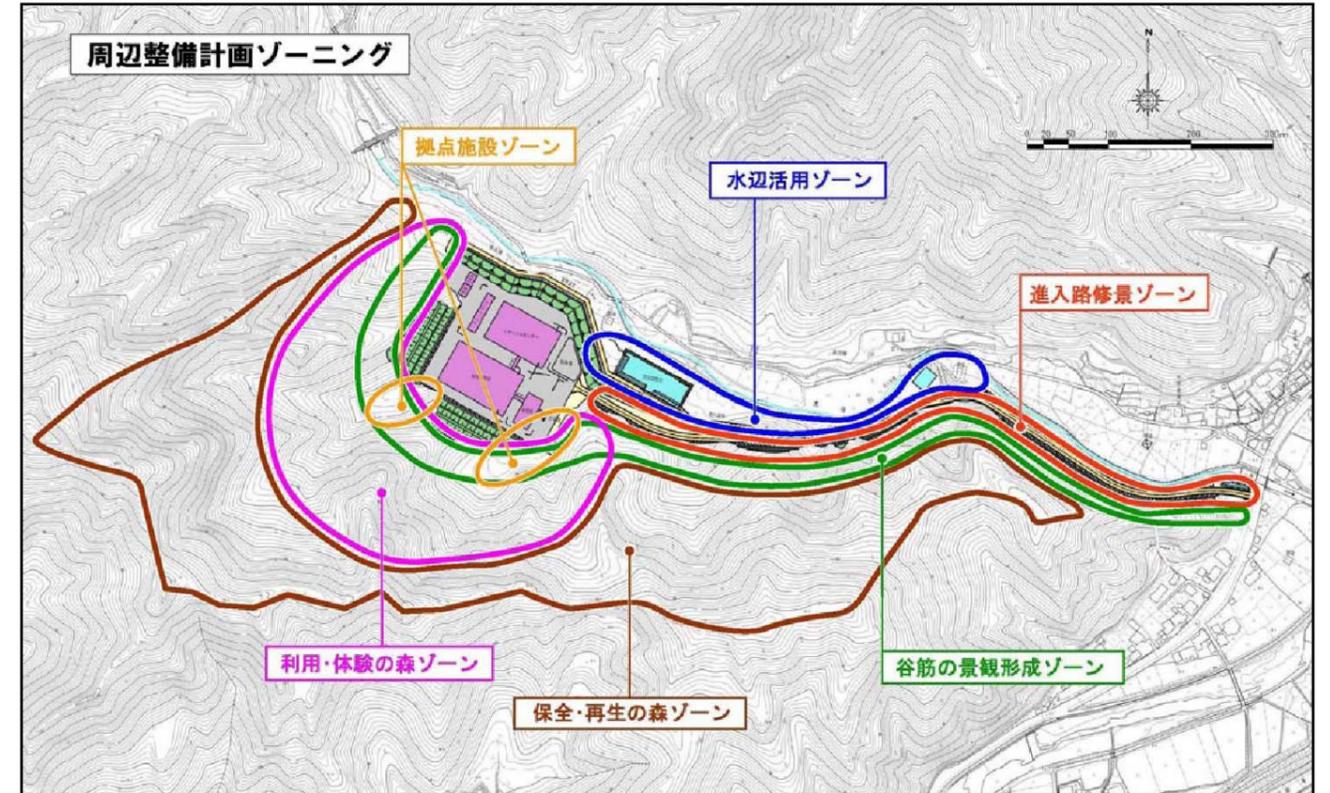
整備方針

- ・周辺整備計画では、計画地全体の環境を『保全・再生』する中で、様々な『利用・運用』の場の創出が求められる。
- ・そのために、計画的な『整備・管理』が必要となる。
- ・計画地で対応が考えられる事項を整理し、それぞれの整備方針を設定する。

保全・再生	豊かな自然(生物の多様性)の保全	・現況の自然環境を保全する活動 ・野生動植物との共存
	里山の再生	・荒廃した森林の再生活動 ・里山づくりの活動
	景観との調和	・景観と調和した森づくり、施設づくり
利用・運用	身近な自然とのふれあい	・地域住民の日常的な散策 ・森林浴
	環境学習・体験	・自然、森林、里山などについて ・資源循環、資源再生などについて
	健康づくり	・散策、森林浴
	憩いと交流	・人々の集いと賑わい
	レクリエーション	・遊び場、森林レクリエーション
整備・管理	施設や環境教育の普及・啓発	・施設の見学 ・処理施設のPRとイメージアップ ・環境教育などに関する情報発信
	森のゾーン分け(森の管理区分)	・保全、利用、活用などの整備方針によるゾーニング設定 (例) 野鳥の森、広葉樹の森等
	体験学習の拠点施設整備	・学習広場 ・便益棟(管理棟)
	体験学習のフィールド整備	・里山づくり体験の森 ・林間の遊び場 ・ピオトープ池
	散策路、広場、休憩所、展望所の整備	・森林の周遊散策 ・休憩広場 ・展望広場
	集いやイベントの空間・広場	・多目的広場 ・芝生広場
	修景植栽	・花木園等

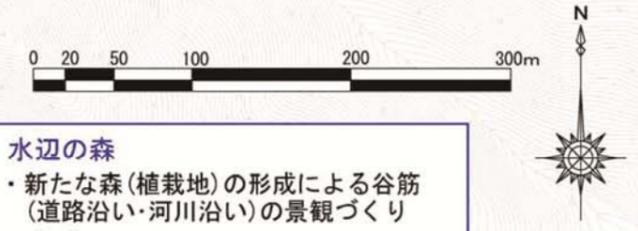
ゾーニングの検討

- ・整備方針を計画地に展開させる土地利用計画をゾーニングとして整理する。



ゾーン	ゾーン概要
進入路修景ゾーン	進入道路沿いの良好な景観形成のために沿道修景を行うゾーン
水辺活用ゾーン	木谷川流域を活用した親水空間
谷筋の景観形成ゾーン	開発敷地外周部について、周辺景観(周辺環境)との調和を図り、谷筋の景観づくりを行うゾーン
拠点施設ゾーン	処理施設と連携した施設整備を行う区域(処理施設配置の造成盤と連続した敷地が整備できる区域)
利用・体験の森ゾーン	森林を活用した学習や体験など、多様な利用に対応するゾーン
保全・再生の森ゾーン	現況の豊かな自然環境を保全するとともに、荒廃した森林を再生するゾーン

周辺整備計画ゾーニングの具体例



野鳥の森

- ・自然とのふれあい、自然観察に対応する森
- 【例】・野鳥観察小屋 ・観察路（散策路）
- ・鳥の水飲み場

拠点施設・拠点広場

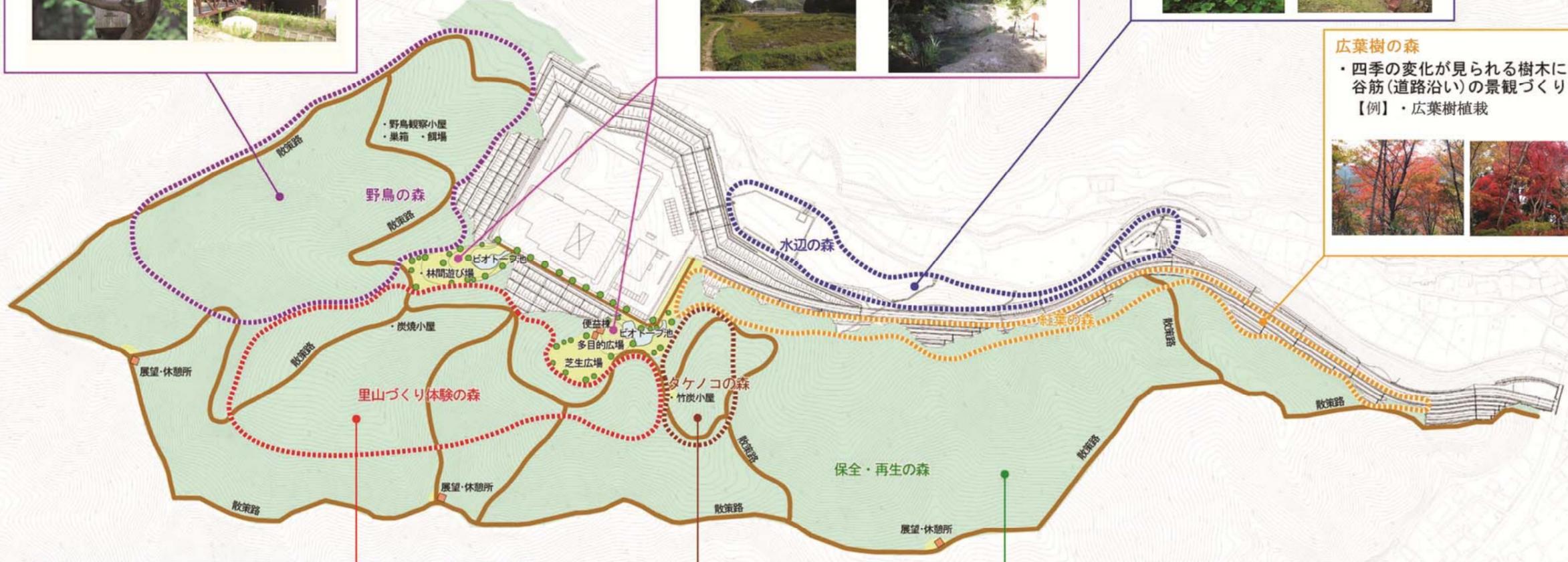
- ・処理施設と連携した周辺活用の拠点施設整備
- 【例】・体験学習の拠点施設（便益棟、学習広場）
- ・多目的広場（イベント、屋外展示）
- ・芝生広場（お花見、バーベキュー）
- ・林間遊び場 ・ビオトープ池

水辺の森

- ・新たな森（植栽地）の形成による谷筋（道路沿い・河川沿い）の景観づくり
- 【例】・花木園
- ・調整池修景緑化（湿性植物園）
- ・散策路 ・水辺親水広場

広葉樹の森

- ・四季の変化が見られる樹木による谷筋（道路沿い）の景観づくり
- 【例】・広葉樹植栽



里山づくり体験の森

- ・森林を活用した学習や体験など、多様な利用に対応する森
- 【例】・拠点施設と連携した体験・学習の森
- ・里山づくりの実践フィールド
- ・散策路 ・作業通路 ・炭焼小屋

タケノコの森

- ・既存竹林の整備と林内体験
- 【例】・タケノコ掘り
- ・竹炭づくり体験

保全・再生の森

- ・現況の豊かな自然環境の保全と荒廃した森林の再生
- 【例】・「里山づくり体験の森」と連携して、里山づくりを広げる
- ・散策路 ・展望所 ・休憩所

※挿入写真は他施設での整備例

第5章 生活環境影響調査の結果について

第6回広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会において、北但行政事務組合が行った生活環境影響調査の現況調査結果、及び施設の設置による影響予測・評価の説明を受けた後、生活環境の保全上の見地からの意見並びに事業者の見解の報告を受け、委員会としての見解を問われた。

1. 委員会としての対応

施設整備検討委員会として、(仮称)北但クリーンセンター設置に係る生活環境影響調査の結果について内容を確認し、生活環境の保全上の見地からの意見並びに事業者の見解の報告を受け、本調査の総合評価である「総合的に見ても生活環境の保全に支障のないものと評価しました。」との記述は妥当なものであることを確認し、管理者に報告した。



事業用地（上空より撮影）

お わ り に

この報告書は、住民参加による広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会において、10回にわたり活発な議論を行った結果をまとめたものである。このため、今後、北但行政事務組合におかれては、地方財政の厳しい状況は理解するが、広域ごみ・汚泥処理施設の整備において、この報告書の趣旨を極力活かす形で実現に努力いただきたく要望するものである。

この報告書の趣旨を活かした啓発機能等施設整備や施設周辺環境整備事業の完成により、新しく建設される広域ごみ・汚泥処理施設が、住民から喜ばれ住民とともに学べる都市施設として存続することを期待するものである。

また、新施設完成後の啓発機能等施設整備や施設周辺環境整備事業の維持管理は、極力、市民のボランティア的な協力により、運営が円滑に進められることが望ましいと考える。

平成23年3月30日

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会

委員長	寺嶋均	副委員長	本庄四郎
委員	市川陽一	委員	松永正博
委員	筑本壽晴	委員	高木克年
委員	池田登志	委員	山村紀久子
委員	尾崎美津人	委員	梅林耕一
委員	杉本章	委員	中田隆子
委員	橘清治		

【 付 録 】

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北但行政事務組合（以下「組合」という。）が行う熱回収施設及びリサイクルセンターを主体とした広域ごみ・汚泥処理施設（以下「施設」という。）の整備にあたり、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取組みについて検討するため、広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し検討するものとする。

- (1) 啓発機能等施設の整備計画に関すること。
- (2) 施設周辺環境の保全方針等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、組合管理者が委嘱する。

- (1) 施設に関し学識経験を有する者
 - (2) 自然環境に関し学識経験を有する者
 - (3) 地元地区（森本区・坊岡区）から選出された者
 - (4) 環境衛生団体等の関係者
 - (5) 市民・町民
 - (6) 組合構成市町の職員
- 2 前項第5号に規定する者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は前条第1項第1号に掲げる者のうちから、副委員長は同項第2号に掲げる者のうちから委員会で互選する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員会の会議において使用した資料及び会議の概要は、組合ホームページ等において公開する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、会議において使用した資料又は会議の概要を公開することが適当でないと委員会が認めるときは、公開しないことができる。
- 4 傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会傍聴要領の例による。

(専門部会)

第8条 委員会に専門の事務を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故等があるときには、その職務を代理する。
- 6 専門部会の招集及び運営方法等は、委員会の例によるものとする。

(委員の報償)

第9条 委員の報償は、北但行政事務組合謝金及び実費弁償支給基準の規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合施設整備課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員の委嘱後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会組織

要綱第4条第1項による区分	委員数
(1) 施設に関し学識経験を有する者	2人
(2) 自然環境に関し学識経験を有する者	2人
(3) 地元地区（森本区・坊岡区）から選出された者	2人
(4) 環境衛生団体等の関係者	3人
(5) 市民・町民（公募）	3人
(6) 組合構成市町の職員	1人
合 計	13人

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会 公募委員募集要項

「広域ごみ・汚泥処理施設整備事業」については、昨年4月23日に建設地を「森本区・坊岡区」に決定し、12月2日には、両区と当組合の三者で施設整備にあたっての基本協定を締結しました。

また、今年9月には、用地買収における立木調査を完了し、現在は、生活環境影響調査などを順調に進めているところです。

北但行政事務組合（以下「組合」という。）では、現在整備を進めている熱回収施設及びリサイクルセンターを主体とした広域ごみ・汚泥処理施設（以下「施設」という。）の啓発機能（情報提供・学習の場、修理・再生の場など）等の整備計画や施設周辺整備のあり方等について検討するために広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

幅広いご意見を反映するため、住民の皆さまからこの委員会の委員3名を公募します。

募集人数	3人（委員13人中）
応募資格	平成21年11月1日現在で、次の要件をすべて満たす方とします。 ①満20歳以上の方 ②豊岡市、香美町又は新温泉町に在住する方 ③ごみ又は環境に関心のある方 ④平日昼間に開催する会議等に出席できる方 ⑤暴力団の構成員、又はこれに準ずる者でない方
活動内容	委員会は、施設が備える啓発機能（修理・再生の場、展示・提供の場、情報提供・学習の場、地域活動・コミュニティ形成支援の場）等の整備計画や施設周辺整備のあり方等について、調査検討します。 会議等に出席し、住民の立場から意見や提言を行っていただきます。
任 期	委嘱の日から所掌事務が終了する日までとします。
報 償 等	報償として会議出席1回につき4,400円（交通費・所得税源泉含む）をお支払いします。 ただし、会議が3時間を超える場合は7,600円とします。
応募方法	所定の申込書（必要事項を自筆又はパソコン入力により記入）に次の課題作文を添付し、持参、郵送、FAX又はEメールにより提出してください。 【課題作文】 「これからのごみ処理施設のあり方」をテーマとし、800字程度（A4縦サイズ用紙に横書き・自筆又はパソコン入力）で作成してください。 注1 申込書は組合ホームページからも入手できます。 注2 応募に要する諸費用は、応募者の負担といたします。 注3 応募書類は、選考のためのみに使用し、一切公開はしません。また、理由のいかんにかかわらず返却しません。
応募期間	平成21年11月10日（火）から平成21年11月25日（水）まで（必着）
選考方法	申込書及び課題作文により書類選考します。 選考の結果は、後日応募者本人に通知します。
応 募 先 ・ 問 合 せ 先	北但行政事務組合 施設整備課 〒668-0033 豊岡市中央町11-22 TEL 0796(24)5504 FAX 0796(24)6650 Eメール hokutan@gaea.ocn.ne.jp

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会公募委員選考要領

1 目的

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の公募委員を選考することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格審査

応募資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、その審査は事務局が行う。

- (1) 平成21年11月1日現在満20歳以上の者
- (2) 豊岡市、香美町又は新温泉町に在住の者
- (3) ごみ又は環境に関心のある者
- (4) 平日昼間に開催する会議等に出席できる者
- (5) 暴力団の構成員、又はこれに準ずる者でない者

3 選考委員

公募委員の選考にあたり、選考会議を設置する。選考委員は、委員会設置要綱第4条第1項第1号及び第2号に掲げる学識経験を有する者（以下「選考委員」という。）4名をもって構成する。

4 公募委員の選考

公募委員は、応募のあったものの内から3名以内を選考するものとする。

5 選考基準

- (1) 公募委員の選考に当たっては、応募に際し提出のあった申込書等により、次に掲げる選考基準に基づいて審査を行うものとする。
 - ① ごみ又は環境に対する問題意識
 - ② 応募理由及び応募者の略歴・自己PR等
 - ③ 課題作文の論理性
 - ④ 応募者の年齢、性別、職業、地域
- (2) 前項①から③については、相対的な評価を行い、前項④を考慮したうえで、公募委員を選考するものとする。
- (3) 応募者が3名に満たない場合においても、(1)の基準に基づいて審査を行い、選考委員が適当と判断する者を選考するものとする。

6 選考結果の通知

- (1) 選考終了後に、委員候補者として選考された者に選考結果を通知し、委員就任の承諾を得る。
- (2) 委員に選考されなかった応募者に対しても、書面により選考結果を通知する。

7 事務局

選考会議の事務局は、北但行政事務組合施設整備課に置く。

8 その他

(1) 申込書等は返却しない。

(2) この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考委員が協議して定める。

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会公募委員評価表

評価項目	配点	応募者 A	応募者 B	応募者 C	応募者 D
ごみ又は環境に対する問題意識	50				
応募理由及び応募者の略歴・自己PR等	30				
課題作文の論理性	20				

平成21年 月 日

選考委員

平成21年 月 日

北但行政事務組合
管理者 中貝 宗治 様

選考委員 _____

選考委員 _____

選考委員 _____

選考委員 _____

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会公募委員の選考結果について

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会公募委員選考要領に基づき、公募委員を審査した結果、下記の3名を選考しましたので報告します。

記

選考結果 氏

氏

氏

選考基準 広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会公募委員選考要領の規定による。

備 考

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会公募委員評価表

評価項目	応募者氏名	応募者氏名	応募者氏名	応募者氏名	応募者氏名
選考委員〇〇〇					
合計得点					
順位					
平均順位					

広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者 (施設)	いちかわ よういち 市川 陽一	龍谷大学 理工学部 環境ソリューション工学科 教授
	てらしま ひとし 寺嶋 均	全国都市清掃会議 技術顧問 廃棄物処理施設技術管理協会 会長
学識経験者 (自然環境)	ほんじょう しろう 本庄 四郎	竹野スノーケルセンター・ビジターセンター センター長
	まつなが まさひろ 松永 正博	兵庫県自然保護指導員、中竹野小学校 教諭
地元選出者	ちくもと としはる 筑本 壽晴	森本区
	たかぎ てつお 高木 哲夫	坊岡区 (H21. 12. 24～H22. 1. 11)
	うつで としふみ 宇都出 敏文	坊岡区 (H22. 1. 12～H23. 1. 24)
	たかぎ かつとし 高木 克年	坊岡区 (H23. 1. 25～)
環境衛生団体関係者	いけだ とし 池田 登志	豊岡市消費者団体連絡協議会 会長
	やまむら きくこ 山村 紀久子	香美町保健衛生推進協議会 理事
	おきき みつと 尾崎 美津人	新温泉町環境保全推進協議会 委員
市民・町民	うめばやし こういち 梅林 耕一	豊岡市
	すぎもと あきら 杉本 章	豊岡市
	なかた りゅうこ 中田 隆子	新温泉町
構成市町の職員	かきえ しげと 垣江 重人	豊岡市 市民生活部 生活環境課長 (H21. 12. 24～H22. 3. 31)
	たちばな きよはる 橘 清治	豊岡市 市民生活部 生活環境課長 (H22. 4. 1～)

(学識経験者については、区分ごとに50音順としています)

施設整備検討委員会の経過

委員会	開催日	内 容
第 1 回	平成 21 年 1 2 月 2 4 日 (木)	○委嘱状交付 ○委員会の進め方について ○先進地視察について
第 2 回	平成 22 年 1 月 2 0 日 (水) ～ 2 1 日 (木)	○先進地視察研修 ・ ささゆりクリーンパーク (岐阜県可児市) ・ 箕面市立リサイクルセンター (大阪府箕面市)
第 3 回	2 月 2 6 日 (金)	○現地視察 施設建設地 (豊岡市竹野町森本区・坊岡区) ・ 建設地の現地確認 ・ 周辺環境の説明
第 4 回	3 月 2 9 日 (月)	○施設整備計画方針について ○その他
第 5 回	5 月 1 4 日 (金)	○施設周辺整備計画方針について ・ 基本理念・基本方針について ・ 整備方針を計画区域内に展開させる方針図 (ゾーニング)
第 6 回	7 月 2 3 日 (金)	○生活環境影響調査結果の縦覧に係る意見書について ○用地取得の状況について ○啓発機能計画について
第 7 回	9 月 1 3 日 (月)	○啓発機能計画について
第 8 回	1 1 月 2 9 日 (月)	○啓発機能計画について ○報告書の取りまとめについて
第 9 回	平成 23 年 1 月 2 5 日 (火)	○周辺整備計画及び啓発機能計画のまとめについて ○施設の運営手法について ○報告書の取りまとめについて
第 10 回	3 月 3 0 日 (水)	○施設整備検討委員会報告書について ○施設整備検討委員会について

【 出 典 】

P. 9 整備する機能における整備例の写真について

啓発機能等施設の整備計画について議論し、整備内容及び具体案等を策定したことにより、この報告書を作成するにあたり、言葉のみの説明ではなく、より具体的なイメージができるために先進的な整備を行っている施設の写真を具体例として掲載することとした。

この具体例の写真について、施設を管理されている方に使用の主旨を説明し協力を願ったところ、ご快諾いただきましたこと誠に感謝申し上げます。

* ご提供いただいた資料（写真）

- ・ 篠山市清掃センターHP

<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/recycle/item.html>

- ・ 所沢市リサイクルふれあい館HP

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisetu/lifeline/recycling/ecoro/sisetunogaiyou/index.html> (2011/01/26)

- ・ 豊田市 渡刈クリーンセンターHP

<http://www.eco-toyota.com/program/index.html> (2011/01/26)

<http://www.eco-toyota.com/guide/index.html> (2011/01/26)

- ・ 川口市リサイクルプラザHP

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/28300013/28300013.html> (2011/01/26)

- ・ 北見市クリーンセンターHP

<http://www.city.kitami.lg.jp/cleanlif/sisetu/kanri.html> (2011/01/26)

- ・ 山口市リサイクルプラザHP

<http://www.c-able.ne.jp/~ymgplaza/plaza/keihatsubumon.html> (2011/01/26)